介護老人保健施設リンク橿原　所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患療養費とは、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹を発症した入所者（短期入所は除く）に対し、施設内で投薬、処置等を行った場合に算定するものです。

令和1年度（平成31年4月から令和2年3月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	日数	2	0	3	7	14	0	0	2	0	3	7	10	48
	人数	1	0	1	1	2	0	0	2	0	1	1	2	11
尿路感染症	日数	0	0	10	7	5	11	19	22	20	20	10	17	141
	人数	0	0	2	1	1	2	3	4	4	4	2	3	26
帯状疱疹	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0